平成　22　年　　12月　補正予算要求事業調書

1　予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)	区分		
42	仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘管理運営事業(児童センター管理運営事業・老人福祉センター等管理運営事業)	(新規)	拡大	継続

会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3 3	4 3	3 3	子ども未来局　子ども育成部　青少年育成課 保健福祉局　福祉部　高齢福祉課

事務事業の位置付け

しあわせ倍増プラン2009	番号	33-1	事業名	空き教室や空き店舗、遊休施設などを活用し、各区に高齢者サロン・介護者サロンを設置します。
総合振興計画新実施計画	事業コード	2207	事業名	児童センター整備事業
根拠法令・条例・規則等	児童福祉法第40条・さいたま市児童センター条例 老人福祉法第15条・さいたま市老人福祉センター条例			

予算要求事業の概要

内容

仲本児童センター及び老人福祉センター仲本荘の管理運営業務を行います。
1　住所　　浦和区東仲町28番15号
2　敷地面積　607.07㎡
3　構造　鉄筋コンクリート造２階建
4　開館　平成23年５月１日予定
5　利用料　児童センター　無料
　　老人福祉センター　市内居住者100円(免除規定有)　市外居住者　200円

目的・目標

<目的>
児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした、地域児童の健全な育成を図るための拠点施設として、児童センターの管理運営を行います。
また、高齢者が、健康で明るい生活を営めるように、各種相談に応じるとともに、健康の増進教養の向上及びレクリエーションの便宜を、総合的に提供し、老人福祉センターの管理運営を行います。
<目標>
すべての子どもたちの育ちを考え、地域の中で信頼される、児童と家庭と地域の支援センターを目指します。また、地域の高齢者に対し、利用者相互の交流とレクリエーションの場を提供し健康で明るく生きがいのある生活が営めるように援助します。

現状と課題

<現状(平成21年度末)>
1　(仮称)仲本地区児童・高齢者複合施設建設設計

<課題>
児童センターと老人福祉センターの複合施設であるため、児童福祉施設と老人福祉施設両施設の管理運営ノウハウを備えた指定管理者を指定する必要があります。

今後のスケジュール

・平成22年度　　仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘建設工事
　　仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘指定管理者の指定

・平成23年度　　仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘供用開始

2　補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	浦和区東仲町に建設する、仲本児童センター及び老人福祉センター仲本荘について、指定管理制度を導入し、平成23年５月から施設の供用を開始するため、指定期間の指定管理料について、債務負担行為を設定する必要があります。
	実施義務	根拠法令等
	他市の実施状況	政令市： 県内他市：
効果	対象者	児童及び高齢者
	効果	施設を利用することができ、子どもたちの自由な活動や高齢者の健康増進･仲間づくりが促進されます。

3　当初予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

	区分	金額	備考
平成22年度	当初予算	0	
	財源内訳		
12月補正予算	補正予算要求	債務負担行為設定	<積算内訳> 1　指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定
	財源内訳 ① 国庫支出金 ② 一般財源	2,967 151,600	事項：仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘管理運営業務／限度額：154,567／期間：平成22年度から平成25年度まで ・国庫補助金　補助率　１／３
	財政局長査定	債務負担行為設定	<査定内容> 1　指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定
	財源内訳 ① 国庫支出金 ② 一般財源	2,967 151,600	事項：仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘管理運営業務／限度額：154,567／期間：平成22年度から平成25年度まで ・国庫補助金　補助率　１／３
	<査定理由> 平成23年５月から施設の管理を行うために債務負担行為を設定する必要があり、また指定管理料については公募による適正額であると判断し、12月補正予算に計上することとしました。		
	市長査定	債務負担行為設定	<査定内容> 1　指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定
	財源内訳 ① 国庫支出金 ② 一般財源	2,967 151,600	事項：仲本児童センター・老人福祉センター仲本荘管理運営業務／限度額：154,567／期間：平成22年度から平成25年度まで ・国庫補助金　補助率　１／３
	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		